

傍 聴 さ れ る 方 の 留 意 事 項

傍聴に当たっては、次の留意事項を遵守してください。これらを遵守できない場合は、退場していただくことがあります。

- 1 事務局の指定した場所以外に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- 3 写真撮影、ビデオ撮影、録音をすることはできません。ただし、あらかじめ申し込まれた場合は、会議冒頭の頭撮りに限って写真撮影などを行うことができます。
- 4 会議の妨げとならないよう静かにしてください。
- 5 その他、部会長と事務局職員の指示に従ってください。